

鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく鳥取県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、法第37条第2項に規定する活動のほか、温室効果ガスの排出の量の削減等のために鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）又は民間団体が行う事業に必要な協力をするものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる要件すべてを満たしている者から知事が委嘱するものとする。

(1) 地球温暖化防止に向けた活動の推進に熱意と識見を有する者

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 県内に在住し、在学し、又は在勤する者

イ 1年以上県内に在住し、在学し、又は在勤した経験がある者

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア センターが実施する鳥取県地球温暖化防止活動推進員養成研修を受講した者

イ 一般社団法人日本自動車販売協会連合会鳥取県支部及びセンターが実施する研修を受講し、脱炭素コミュニケーターとして認定された者

ウ 前号に掲げる者のほか、現に研究機関又は高等教育機関において環境問題を研究している等地球温暖化対策について高度の知識、活動実績等を有すると認められる者

エ 推進員の再任を希望する者のうち、それまでの推進員としての活動内容から再任にふさわしいと認められるもの

2 推進員の委嘱を希望する者は、鳥取県地球温暖化防止活動推進員申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項に規定する申込書の提出があった者のうち、第1項の要件を満たすものを推進員に委嘱し、鳥取県地球温暖化防止活動推進員委嘱状（様式第2号）を交付する。

4 推進員は、第2項の規定による申込書に記載した事項を変更するときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(委嘱期間)

第4条 推進員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、再任を妨げないものとする。

(部会制)

第5条 推進員は、第2条の活動のほか、推進員間の連携や知識等の向上のため、以下のい

いずれかの部会に所属することができる。

- (1) 地域活動部会
- (2) 省エネ・再エネ推進部会
- (3) 学生部会

2 前項の(1)から(3)の部会ごとの所属要件、主な活動内容等については、別表のとおりとする。

(報告)

第6条 推進員は、委嘱期間内の各年度について、報告に係る年度の翌年度の4月10日までに、鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(委嘱の取消し)

第7条 知事は、次のいずれかに該当する場合に推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員本人が委嘱の辞退を申し出たとき。
- (2) 推進員が第3条第1項第2号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年3月6日から施行する。

別表（第5条関係）

| 1 部会名 | 2 要件 | 3 主な活動内容 |
|-----------------|--|---|
| (1) 地域活動部会 | 特になし | 地域や職場で地球温暖化対策に資する普及啓発を行う |
| (2) 省エネ・再エネ推進部会 | 以下のいずれかの条件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断士（※1）の資格保有者 ・鳥取県登録省エネ診断員（※2） ・うちエコ診断士または鳥取県登録省エネ診断員と同等以上の診断能力を有している者 ・脱炭素コミュニケーター（※3）の認定を受けた者 | うちエコ診断・省エネ診断の受診推進や、学校等での出前授業、店頭及び営業先等での消費者への地球温暖化対策に資する普及啓発等を行う |
| (3) 学生部会 | 県内高等学校や高等教育機関(大学、短大、高専等)の在学生、出身者 | 県内外脱炭素に関する動向や取組の情報発信、地球温暖化対策に資する企画実施を行う |

- ※1 うちエコ診断士とは、一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが認定する有資格者で、地球温暖化問題や家庭部門の温暖化防止対策の知識を有し、家庭における地球温暖化防止対策についてのアドバイス、提案が可能な者をいう。
- ※2 鳥取県登録省エネ診断員とは、鳥取県登録省エネ診断員登録要綱（令和5年3月30日付第202300005352号生活環境部長通知）に基づき登録された者をいう。
- ※3 脱炭素コミュニケーターとは、一般社団法人日本自動車販売協会連合会鳥取県支部及びセンターにより認定された者で、地球温暖化防止や省エネ、EV等についての知識を有し、消費者に対して普及啓発等を行う者をいう。

様式第1号（第3条関係）

鳥取県地球温暖化防止活動推進員申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

申込者 郵便番号

住所
ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

鳥取県地球温暖化防止活動推進員の委嘱を希望するので、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第3条第2項の規定により次のとおり提出します。

| | | | | |
|----------------------------------|----------------|--|--------------------|--|
| 1 連絡先 | 電話番号 | | ファクシミリ | |
| | 電子メール | | | |
| 2 所属（勤務先又は学校名） | | | | |
| 3 保有資格 | （ ）うちエコ診断士 | | （ ）鳥取県登録省エネ診断員 | |
| | （ ）環境カウンセラー | | （ ）環境社会検定試験（eco検定） | |
| | （ ）エネルギー管理士 | | （ ）公害防止管理者 | |
| | （ ）脱炭素コミュニケーター | | | |
| | その他（ ） | | | |
| 4 活動可能な地域 | | | | |
| 5 新任又は再任の区分 | | （ ）新任 （ ）再任（推進員番号） | | |
| 6 推進員養成研修の受講日 | | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 7 希望する部会 | | <input type="checkbox"/> 地域活動部会 <input type="checkbox"/> 省エネ・再エネ推進部会 <input type="checkbox"/> 学生部会 | | |
| 8 応募の理由（今後取り組みたいこと等） | | | | |
| 9 環境関連の活動実績等（所属団体があれば合わせて記入すること） | | | | |
| 10 その他 | | | | |

注 6は新任の場合のみ記入すること。脱炭素コミュニケーターへの認定により申込を行う場合は、当該認定に際して受講した研修の受講日を記載すること。9は、再任の場合、申込みの年度又は前年度の鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書に記載した内容に追記することがあれば記入すること。

様式第2号（第3条関係）

鳥取県地球温暖化防止活動推進員委嘱状

年 月 日

氏名 様

鳥取県知事

下記のとおり鳥取県地球温暖化防止活動推進員に委嘱します。

| | |
|-------|--------------|
| 推進員番号 | |
| 所属部会 | |
| 委嘱期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |



様式第3号（第6条関係）

鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

提出者 住所
所属部会
氏名
推進員番号

年度に鳥取県地球温暖化防止活動推進員として活動した内容を、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第6条の規定により次のとおり報告します。

- 1 地域又は所属（勤務先、学校、団体等）で行った地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供に係る活動、自ら行った取組

（講演会や研修会、チラシ配布等の広報活動、イベントへの出展、自宅での活動、県、市町村及びセンター事業への協力、推進員同士の情報交換等の実績）

2 1年間の活動を終えての感想、活動を通じて得られた知見、今後に向けての抱負、県及びセンター等への意見等

注 活動の報告に当たって参考となる資料があれば添付すること